

2020年3月13日
(2020年6月17日更新)

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、影響を受けているお客さまに対しまして、下記の特別措置をいたします。

記

1. 特別措置の適用対象について

- ・当該感染症により影響を受けたご契約者さま

法人のご契約者さまが当該感染症の影響によって事業運営に支障をきたしている場合や個人のご契約者さまが感染したといった直接的な影響だけではなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、お客さま対応等を自粛している場合などにより、通常の各種お手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

2. 特別措置の内容

○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

- ・当該感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申し出により、保険料のお払込猶予期間を、2020年12月31日まで延長いたします。

○ 保険金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

以上